

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

11番、鈴木好行君より、欠席の届け出がございました。

定足数に達しましたので、ただ今から、令和2年只見町議会11月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（大塚純一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、6番、矢沢明伸君、7番、中野大徳君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（大塚純一郎君） 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可します。

菅家町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長（菅家三雄君） おはようございます。

令和2年11月会議、行政諸報告を申し上げます。

4点ございます。

まず第1点、町職員の退職について。令和2年10月31日付で次の者が退職をいたしました。氏名、湯田誉史。所属、総務課であります。

2、令和3年只見町新年交歓会の中止について。例年1月初旬に開催しておりました新年交歓会は、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が続いている状況を鑑み、中止と決定をいたしました。

3、鳥獣被害対策について。鳥獣被害の拡大により、本年8月から10月までの3ヵ月間を鳥獣被害対策強化期間として重点かつ集中的に対策に取り組んでまいりました。これまでの実施状況は町民や集落等による電気柵やワナ、防護ネットの設置などの農作物鳥獣被害防止対策事業の実施件数が25件となり、有害狩猟鳥獣捕獲隊によるパトロールは延べ103名の出動により、捕獲頭数はサル33頭、イノシシ8頭、ニホンジカ16頭、クマ48頭などの実績となりました。これらの実施により、イノシシ被害は増加したものの、サル等の出没は減少傾向となり、特にクマは被害の未然防止につながったものと考えております。

4、第2回ユネスコスクール北海道・東北大会の最優秀賞受賞について。第2回ユネスコスクール北海道・東北大会が仙台市で開催され、児童生徒が発表するポスター発表部門において、只見中学校の海洋ゴミ削減のための新聞紙レジ袋作り、防災教育などの取り組みが最高賞の最優秀賞に輝きました。なお、只見中学校が出場権を得た全国大会は12月に開催される予定であります。

以上であります。

○議長（大塚純一郎君） これで行政書報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第98号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第98号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） おはようございます。

議案第98号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。
ご説明を申し上げます。

ただ今、資料お配りをいたしましたのでご覧をいただきたいと思います。

お配りをいたしましたのは福島県人事委員会の勧告の概要の写しでございます。

令和2年10月25日に人事委員会から勧告がございました。この勧告は特別給、いわゆる期末手当を0.05月分引き下げるということであります。その内容でありますけれども、下のちょっと細かい字の表、ご覧をいただきたいと思います。中段に、1として、職員給与と民間給与の比較というところがございます。本委員会が、福島県の人事委員会でありますけれども、6月29日から7月31までの期間に実施をした職種別民間給与実態調査。この結果に基づきまして、職員の特別給と民間の特別給との比較を行った結果は次のとおりということで記載がございます。特別給、いわゆるボーナスでございます。職員の年間支給月数は期末・勤勉合わせまして4.45月でありました。民間の調査結果でありますけれども、4.41月ということで、差は職員のほうが0.04月分高いという内容でございました。

それに基づきまして、2としまして、本年の給与の改定ということで、(1)特別給であります。年間支給月数を0.05月分引き下げるということであります。現行4.45月分を4.40月分にするということでもあります。あと、下に記載がありますとおり、期末・勤勉、二つの手当のうちの期末の手当に反映するということでございます。その下に一般の職員の場合の支給月数ということで表がございます。令和2年度につきましては、6月期は支給済みでありました。期末手当が1.275月分であります。これを12月、従前は同様でありましたので1.275でありましたが、0.05月分下げて1.225にすると。これは今年度限りでございます。これによりまして、期末手当、現行、2.55月分を2.5月分にするということでもあります。勤勉手当については改定がございません。その下に令和3年度以降の手当の支給月数が記載してあります。6月・12月、同じ月数でありますけれども、6月は期末が1.25月、勤勉が0.95月、12月も同様の月数ということで、年間4.4月分にするという勧告であります。実施時期につきましては令和2年の12月1日、来たる12月1日ということになってございます。

これが10月26日の勧告の概要であります。

裏面をご覧をいただきたいと思います。

県の人事委員会の勧告。国の人事委員の勧告もそうでありましたけれども、先に特別給の部分の勧告。その後には月例給の部分の勧告ということでございました。11月9日に月例給の勧告がございました。ご覧をいただきます。一番上のちょっと太字のところでありますけれども、職員の給与に関する報告としまして月例給の改定なしという勧告でございます。下段にちょっと細かい字でまた表がございます。同様に、期末手当等々と同様に比較をした結果、職員の給与月額が36万8,068円。民間は36万8,156円であったということで格差は88円、民間のほうが高いと、0.02パーセント民間が高いということでありましたが、格差が小さいので改定を行うには十分でないことを考慮し、改定なしということでの勧告であります。

今ほど、一般職についてご説明を申し上げました。そのほか、勧告の中では、再任用職員にあっては、従前、期末手当0.70月でありました。これを0.05月引下げ…0.7月が2回ですので1.4月でありました。これを0.05引き下げるということで年間1.35月分ということになります。手法につきましては、本年度12月で本年度は調整する。来年度は6月・12月、半分ずつということで手法としては職員、一般の任期の定めのない職員と同様であります。任期付職員につきましても、今回のこの条例でありますけれども同様でありまして、現行3.35月分が3.30月分ということで0.05月の減という勧告であります。その実際の具体的な導入手法については、ただ今ご説明を申し上げました任期の定めのない職員と同様でございます。

こういったことで今回、議案第98号 只見町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。期末手当を年間0.05引き下げる。今年については12月で措置。来年以降は6月・12月でそれぞれ0.025分ずつの減という内容の条例改正のご提案でございます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸邦夫君。

○8番（山岸国夫君） 議案98号の、この只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正ということで、この一般、よくわからないのは、この一般職の任期付職員と、今年の4月から始まった任期付職員の条例ありますが、任期付職員。前でいけばパートの職

員ですが、そこの区分けの中身について教えていただきたいことと、それから、この人勤に対する町の考え方。この間、私も議員になって4年ちょっとですけれども、大体、人事院勧告が出れば、そのまま町当局も提案して、議案として提出するというのがこの間とられてきました。昭和23年に人事院勧告制度がとられて、公務員労働者の争議権がはく奪されました。そういう点では、公務員の、町職員の給与については人事院勧告がすべてというような現状に今扱われているんじゃないかと思います。で、そういう点では、自治体の職員の給与や待遇が人事院勧告だけでいいのかという疑問も生じますが、そういう点では、この人事院勧告に対する町の基本的な考え方について伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 2点のお質しであったと思います。

1点目であります。本年から制度として導入をさせていただきましたのは会計年度任用職員。従前の臨時的任用の職員あるいは嘱託職員の方々の部分でありまして、本条例の適用とは別の方々であります。まず1点、その辺で、これは会計年度職員の部分とは別だということでご理解をいただきたいと思います。

2点目であります。勧告についての考え方。今ほどおっしゃったとおり、国におきましては人事院が勧告をします。そういった内容で国家公務員等には、その内容に基づいての措置が概ねなされるというふうに過去から続いてきたものというふうに思っております。只見町でありますけれども、こういった調査の技術的な部分は福島県に委任をしております。福島県の人事委員会の勧告に基づいて、その措置をするということで従来扱ってまいりました。基本的には今申し上げましたとおり、福島県の人事委員会の勧告に基づいて、その内容について労使間の協議、組合等々の協議を経て、こういった措置を実施してまいった次第であります。本件につきましても、そういった協議は経ておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

8番、山岸邦夫君。

○8番（山岸国夫君） そうしますと、この議案で出されている一般職の任期付職員。今現在はどういう方がいらっしゃるのか。それを示していただきたいのと、それとその、先ほどの人事院勧告の問題で、労使間の協議を行っているということで、只見町においては只見町の職員労働組合との協議を行ったと。で、その協議の結果、職員労働組合のほうも（聴き取り

不能)しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） この条例に基づく、現在の只見町の職員は、任期付の職員は現在2名おります。現行で申しますと総務課と朝日振興センターにおります。ただあの、今回、この条例の月数を適用する職員はそういった職員ではありませんで、特別な知見を持った職員でありまして、この職員については現在おりません。非常に複雑であります、特殊な知見、高度な識見を有した職員ということでの職員はございません。2種類あります。こういった中で業務が非常にその時期に集中して人が足りない。そういったことで任用する職員と、高度な知見を持った職員。2種類があるということをもろご理解をいただいたうえで、本条例の月数の適用は、その高度な知見を有した職員。これは現在おりません。それ以外の任期付職員は一般職と同様でありまして、これについては二人おります。その辺はご理解をいただきたいと思っております。

二つ目であります、組合との協議は整っております。上げる時も上げる。そういったことで尊重してきたということでの協議が整っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第98号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。



◎議案第99号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第99号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第99号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。ご説明を申し上げます。

これにつきましては、今ほど福島県の人事委員会の勧告がこういった内容であったということでご説明を差し上げました。

しかしながら、県もそうではありますが、議会議員の方は勧告の対象ということではございません。しかしながら、従来、福島県におきましては県議会、こういった勧告の内容に基づいて期末手当の支給割合を引き下げ、あるいは引き上げ、あるいは維持ということで調整をまいりました。町についても同様に扱ってまいりました。そういった中で福島県の動向であります、11月の12日に県議会の代表者会議が開催をされまして、本年、こういった職員の勧告と内容を鑑みまして、支給割合、年間、0.05月引き下げるということで異議がない旨、県議会から返答がありまして、今般、県でも条例改正をするという内容でございます。県におきましては、本来ですと、本日より前に議決ということでの想定でありましたが、諸般の事情により11月うちに改定をするということでの情報があるようであります。具体的に申し上げますと、現行、年間3.35月分を3.30月分にするということであり、手法につきましては職員と同様、6月は支給済みでありますので12月期から0.05、本年は引き下げるということであります。来年度以降はそれぞれ6月・12月に0.025月分引き下げまして、現行1.675をそれぞれ1.65月分に改正をするという内容でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑…

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） ただ今、人事院勧告の適用外だと。議員は。議員の報酬。という説明がありました。議長、相談を受けられましたか。

○議長（大塚純一郎君） 相談を受けております。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 議長は何故、議会にお諮りにならなかったのですか。

○議長（大塚純一郎君） 今、総務課長の説明のとおり、今まで県に準じてこのような対応をしてきたという説明であったと思いますが、そのようなことで私はそのような判断をさせていただきました。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 県の人事院勧告に従う義務がないのに、あなたはそういうふうに、独断で判断されたということだそうですが、これはお諮りになるべきではなかったですか。そういうことであれば。あなたは原則をお知りにならないで、ただ同意されたものではなかったのかなど。

そして、もう一つお聞きいたしますが、これは全国一律にそういうふうになっているのかどうか。どうですか。

○議長（大塚純一郎君） 全国一律と、まあ、説明の中ではそのような、ふうに理解はさせていただきます。確認はしていません。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 私の説明が不足しておったようで、申し訳ありません。

過去から、従来、同じような手法で行ってきたということで、まず1点、ご理解をいただきたいということと、全国的に同じかということでもあります。国は人事院の勧告がございまずので、その内容は承知をしてございます。国は0.05月分の引き下げということで人事院が勧告をしております。そのほか、人事委員会等持っているところ、県であるとか、大きな市であるとかは、それぞれの判断をなさっているということでもありますので、その部分、他県のものまでは、すみません、承知をしておりませんでしたけれども、国の勧告がこういった内容ということでありまして、全国的に調査した結果であろうと思います。それほど大きな違いは各都道府県あるいは大きな市等でないものというふうに考えておりました。

○議長（大塚純一郎君） 三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 議会というのは、当局とは違うんですよ。行政権と立法権という、違うんですよ。憲法の中にもそういうふうに記載してありますよ。だから、議会は議会として適切な判断をします。それがやっぱり議長の一番大事なところ。別に私は、これ悪いと言ってるんじゃないですよ。しかし、そういう原則的な立場に立ってあなたは返事をされるべきだ。誰にも相談しないで一存でやってはいけませんよ。議長も、各々の議員もまったく同じ権利ですから。そのことを議長に申し上げて私の質問は終わりますが、今後はそういうふうにお諮りをいただきたい。

○議長（大塚純一郎君） 今、9番議員の指摘、ご意見を十分重きを置いて、今後の議会の運営にしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） 今の9番さんと議長さんのやり取りを聞いておまして、私あの、本筋の話をされているなと思いましたが、ここ只見町は、まずあの、当局に議員報酬の、議員歳費の増減の経過について1点お伺いしたいと思います。たしか只見町は、おそらく三瓶議員が現職だった頃、通常、委員会が勧告をされた分、勧告するか・しないか、それをきくか・きかないかというのはまた別な話であります。それ以上に下げた経過があると承知をしております。尚且つ、その下げた経過について、当時の勧告以上に下げた経過。この、どれぐらい下がったか。それを調査されておるだろうと思っておりますので、それ1点。

それからあの、ここ近年、非常に議会、全国議長会でも問題になっておりますが、議員のなり手が少ない。しかも若い人たちが議員にならない。それは生活ができない。今、朝日新聞あたりをみますと、やはり生活費を加味した内容での給与が必要ではないかという論説が主流を占めております。只見町の場合は政策調整費、いわゆる調査費がありません。

○議長（大塚純一郎君） 3番議員、議案に基づいた質問をお願いいたします。

○3番（酒井右一君） そうですか。それでは今申し上げた部分について、調査の上、提案されたかどうかお伺いいたします。提案の経過をお伺いしています。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今回の提案につきましては、そういった過去の例、そこは勘案してございません。今ほど申し上げましたとおり、そういった県の人事委員会の勧告がなされた。それを踏まえて県の議会の対応があった。従来、同様の扱いをさせていただいていたと

ということで今回提案をさせていただいた次第であります。

○議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） この提案であります。提案権でありますから、当局から提案をされるということは、結果的に私、反対するものではありませんが、ただ、只見町は、その9番議員がおっしゃったように、勧告とは別の判断をもって議員歳費について決定してきたという経過があります。この点を踏まえれば、議会としてももう少し検討して、それが良いか・悪いかの判断をすべきだったかと、そう考えております。南会津郡では只見町が一番歳費が低いということのようですが、1点、これだけ確認してやめますが、そうですか。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 只見町は平成15年だったと思います。昭和ですね。平成だな。平成15年当時始まりました国の三位一体改革の関係で交付税が削減されるという時代がございました。そういった中で3年をかけて、いろんな形で議論をさせていただいて、17年か18年だったと思います。特別職、それから議会議員。一般の特別職の報酬。5パーセントを基本として引き下げを条例改正で行ったという、これは当時、議会、それから町民の皆さんも交えながら議論を重ね、将来の只見町の財源をある程度確保するというで報酬を引き下げました。そういった中で三役も、ただ三役については5パーセント一律ではなかったという理解はしていますが、基本は、当時、消防団、それから代表監査役を除いて、たぶん、5パーセントを基準として引き下げたという記憶が私の中にあります。それが条例改正で、只見町独自でやりましたので、それはあの、町民会議という、いろんな形で議会でも議論をさせていただいたと記憶しておりますが、そういった結果でございます。それはあの、人事院勧告とは別に対処をさせていただいたというふうに当時は理解しておりますが、それに基づくものでありまして、それ以外の勧告に基づいたものについては基本の給与、それから手当等の中の率に対して対応したということで、当時は給与額の減額改定をしたというふうに私は理解しております。そういった状況の中で判断をさせていただいたということですので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

○3番（酒井右一君） もう1点…（マイクなしで発言 聴き取り不能）

○議長（大塚純一郎君） もう1点の…

総務課長。

- 総務課長（新國元久君） 南会津郡内の状況であります、今ほど手元に資料ございませんので、後程、お話を差し上げてよろしいでしょうか。
- 3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能
- 総務課長（新國元久君） すみません。議長。それでは、若干、休議いただければ資料持ってまいります。
- 議長（大塚純一郎君） 酒井議員。この採決前に、その説明をいただきたいということよろしいですか。
- 3番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能
- 議長（大塚純一郎君） 3番、酒井右一君。
- 3番（酒井右一君） ご承知と思いますが、提案があつて、質疑があつて、討論があつて採決されると。これが順番ですから。採決してしまつてから説明されても、採決を覆すことができないので、それはあの、提案、説明、採決。その順番の中で説明していただくことが審議の原則だと思っております。
- 議長（大塚純一郎君） それでは、暫時、休議いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時37分

- 議長（大塚純一郎君） それでは会議を再開いたします。
- 総務課長。
- 総務課長（新國元久君） ありがとうございます。お時間をいただき、ありがとうございます。
- 議会議員の方々の郡内の状況であります。議会議長、下郷町が30万2,000円。桜枝岐が29万1,000円。只見町が27万900円。そして、南会津町が31万4,000円ということであります。副議長につきましては、下郷が23万3,000円。桜枝岐が22万5,000円。只見町が20万9,700円。南会津町が24万3,000円。議会議員の方々は、下郷が21万1,000円。桜枝岐が20万3,000円。只見町が18万9,900円。南会津町が22万円ということになってございます。これはあの、本年4月1日

現在での…

○3番（酒井右一君） どこが一番安いの。

○総務課長（新國元久君） 只見町が一番、金額としては低いということになっているようです。

○議長（大塚純一郎君） 酒井右一君。

質問、3回目。

○3番（酒井右一君） この議案については、只見町の議会の将来、町の将来を考えた際に、若い方々、こうした若い方々が出てこれない。または、調査費がない。調査費というのはいわゆる議員の調査費であります。様々な経費をカットして、尚且つ、郡内では最低の歳費報酬となっております。これから只見町の議会の能力、あるいは行政の執行能力を上げていくには、やはり若い人材、あるいは女性の人材等々、さらに言えば、議会議員になる人を確保していく。無競争であるようなことでないようにしていくには将来に問題を残す議決だと思えます。現状において、この議案に反対するわけではありませんが、議員の総体の身分待遇について下げたしまえば、この町の将来に大きな影響を及ぼすということが考えられますから、ここは当局、十分考えられて、この提案が妥当かどうか、その辺も含めた委員会なり、議会が招集する全員協議会なり、これがあればですよ、そういった場において、前後、あるいは現状、それから将来に向けての在り方まで説明するべきだったと思えます。非常に敏感な問題ですので、このような発言をさせていただきましたが、今後、こういったことを提案される場合には、前後の経過、将来の在り方等々まで含めて、提案決定されるようお願いして質問を終わります。

○議長（大塚純一郎君） 菅家町長。

○町長（菅家三雄君） 今回議論になっておりますのは、あくまでも手当の率の問題です。私が申しあげましたように、過去に、非常勤特別職から、議会だけじゃないです、三役まで、全てをカットさせているんです。それはあの、三位一体の改革という中で只見町はそれを選択したということを申しあげております。そこから元に戻していかない限り、議論的には手当の議論をしては解決にはならないというふうに思いますので、そこはあの、今後の中で全体の特別職、非常勤の方もそうです。集まらないということはありません。たぶん、7,000円を5,000円くらいに、5,200円くらいになっていると思います。5,700円ですか。それは元は7,000円だったと思います。そういうところも全て見直して、改正

していくというものが基本であって、今提案しております率につきましては、従来、勧告通りに基づいてやってきたものを覆すことのないように、基本の報酬額の議論を今後はしていただきたいというふうに私からは提案を申し上げて、本議案につきましては審議をいただいで可決いただきたく、お願いを申し上げたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第99号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第100号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 日程第5、議案第100号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第100号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例も同様に、町長、そして副町長、教育長の期末手当の減という内容でございます。

月数等々につきましても、議会議員の方々と同様、0.05月を年間から減するという内容であります。措置の手法についても議会議員の方々と同様、本年は12月、来年は6月・12月にそれぞれ2分の1の0.025月分の減ということでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第100号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第101号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第101号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
であります。

これはあの、先ほど議案第98号の折にご説明を申し上げました資料をもってご説明を申し上げました部分でございます。職員の期末手当につきまして、年間0.05月分の減という内容でございます。

現行であります。6月には1.275月、12月にも1.275月でありましたが、0.05月減ということで、本年は12月を1.225月分にする。来年はそれぞれ6月・12月で0.025減をするという内容であります。これによりまして令和3年度以降、6月は期末手当が1.25、12月が1.25月。年間が2.5月。勤勉手当が6月・12月それぞれ0.95月ということで、年間1.9月、年間4.4月ということになります。併せまして、再任用職員についても期末手当を年間0.05月減ということで、現行6月・12月それぞれ0.7月でありますけれども、本年は12月は0.05減、来年はそれぞれ6月・12月、0.025減ということでの条例改正の内容であります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸邦夫君。

○8番（山岸国夫君） 一番最初の、議案の第98号の時にお尋ねちょっとしたんですが、任期付職員、会計年度任期付職員は今回、提案されておられません。給与改定について。で、これは職員の給与に関する条例の改正ですが、同じ正規で働く人と、非正規で働く人と、この給与の格差の問題。これは正規の職員の場合は先ほど人事院勧告に基づいて行くと。会計年度任期付職員の場合は、これはどのように扱われていくのか。提案されていないから質疑の対象ではないと思いますが、人事院勧告制度のこの在り方の、町当局の捉え方の問題と、同じ公務員の労働者として、片や正規、片や非正規、会計年度任用職員は、この対象としているのか・いないのか。町独自でそれは会計年度任用職員については、給与については改定していくと。これは町独自でやっていくという考え方なのか。その辺の基本的な人事院勧告制度の在り方と給与体系の考え方の在り方についてお答えをお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 会計年度任用職員の方々についてのお質しだと思います。会計年度任用職員の方々の給与は職員の給与条例等々に基づいて、その給与表あるいは手当の支給率等準用しております。ですので、こういった勧告、県の人事委員会の勧告に基づいて町がそのとおりに実施をする。あるいは職員がそういうふうな条例提案で可決ということになれば、会計年度任用職員の方々も同様ということになります。そういった給与本法とか手当はそうであります。そのほかについては、それぞれ定めておりますので、その分については特段、勧告はございませんので、今回反映するものはございませんけれども、この条例、可決の後には会計年度任用職員も同様ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸邦夫君。

○8番（山岸国夫君） 今の答弁の中で最後のところの、この条例が可決されれば会計年度任用職員についても同じということだと、そうすると、正規の職員も、会計年度任用職員も、この条例が適用されて、0.05減額されるということの理解でよろしいんですか。会計年度任用職員も同じように一時金については減額になるということですか。

それと、これ、会計年度任用職員の条例と、条例上は会計年度任用職員の給料については、職員の給与に関する条例を適用するということになってたと思うんですが、その辺の条例上の関係はどうなりますか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 今、お質しの件ですけれども、職員の月数を準用いたしますので、これが決定となれば会計年度任用職員の方も0.05月分下がるというふうに認識をしてございます。

あと、職員、会計年度任用職員の方々の条例では給与の表持っておりません。職員の給与条例の表を使いますので、そちらが変われば変わるということでご理解をいただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 8番、山岸邦夫君。

反対討論ですか。

○8番（山岸国夫君） 反対討論です。

○議長（大塚純一郎君） それでは、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

8番、山岸邦夫君。

○8番（山岸国夫君） 議案101号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について私は反対をいたします。

冒頭にも言いましたように、職員の給与扱いについては人勧のみの対応になってます。これも昭和23年につくられた法律でそのままきているわけであります。この間の経済情勢から見ますと、消費税が10パーセントに引き上げられて、全体の国民の暮らし、町民の暮らし、それから町職員の暮らしの家計も同じであります。そういう意味では、可処分所得が減って、実質賃金が減ってきているというのがこの間の状況であります。それから全国的にも問題になっているのは大手の企業が内部留保を蓄えて、そして株の所有者への配当を増やして賃金は上げない。ここに日本の低賃金の労働者の現状があります。それがこの人事院勧告に反映されているとすれば、まさに日本の働く人々全てが低賃金の構造に置かれる。こういう制度になっているのではないかというふうに思います。そういう中では賃金の格差、貧富の格差、男女間における労働や賃金の格差。そして、地域間の格差についても2.4倍にもなっているというふうに報じられております。民間との比較での人事院勧告であります。これで公務員の給与が確定されるのであれば、いくら働いても給与が引き上げられるという保証はいつまでたってもありません。この低い状況に自治体労働者もそのまま同意して、私どもも賛成して、そのまま推移するのであれば、低い水準で日本の労働者の賃金が据え置かれるという構造を承認してしまうことになりません。そういう意味ではやはりこれは基本級ではありませんけれども、一時金でありますけれども、やはり頑張っている労働者の生活を保証していく。可処分所得が減っている下で一時金でやっぱり補って生活を維持していつている人も多いと思います。そういう点では、労働者の労働基本権、労働条件の向上に私は反すると思いますので反対をいたします。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

それでは、ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第101号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第101号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（大塚純一郎君） 起立多数です。

よって、議案第101号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第102号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第7、議案第102号 財産の取得についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（馬場一義君） まず資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

[資料配付]

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） それでは、議案第102号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の第3条に基づきまして議決を求めるものでございます。

次のとおり財産を取得する。1、名称、種類、数量、タブレット端末163台。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額1,380万1,700円。4、契約の相手方、福島県会津若松市幕内東町10番12号、三英堂事務機株式会社、会津支店、会津支店長代理、石見公彦であります。

お配りしました資料をご覧をいただきたいと思います。入札結果の報告書であります。1月10日、13時45分に入札を執行をいたしております。指名業者、10者ございましたが、8者辞退というようなことで、最低入札額、三英堂事務機（株）会津支店さん、1,254万7,000円。予定価格を下回りましたので落札ということになりました。その金額に消費税を加えました合計額、落札額が1,380万1,700円という内容で仮契約を結んでおります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸邦夫君。

○8番（山岸国夫君） このタブレットは購入した後も、保守契約とか、そういうソフトの関係での対応とか、いろいろ出てくるんですか。これは単体で買って、これで終わりになるのか。今後もそういう契約上、内容の保守点検だとか、いろんな面が出てくるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長。

○教育次長（馬場一義君） 今回、購入をさせていただきました、基本的には保守点検等の契約はしないというような考えでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第102号 財産の取得については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第103号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第8、議案第103号 財産の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 資料の配付を許可願います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） それでは、議案第103号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得する。1、名称、種類、数量、超音波画像診断装置一式。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額1,045万円。4、契約の相手方、福島県福島市松浪町8番13号、株式会社三陽、代表監査役、鈴木章友でございます。

お配りしました資料をご覧をいただきたいと思えます。入札結果報告書でございます。1月19日に入札を行いました。6者の指名を行いました、3者の参加がありまして、株式会社三陽が最低入札額で落札となっております。超音波画像診断装置でございますけれども、平成21年に購入したものが経年劣化いたしまして、故障等も起きておりますので新しく更新させていただくものでございます。超音波画像診断装置につきましては、約、年間546件の利用がございます。一式と、装置の一式とございますけれども、こちらのほうは、これは可搬型の超音波画像診断装置でございます、カートあるいはプローブといいまして、

それに接続して患部にあてるものがございます。そういったもの。あとケース。そして、プリンター等もございます。合わせまして一式でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、山岸邦夫君。

○8番（山岸国夫君） 平成21年導入して、これ入れ替えということなんですが、21年に導入したものは、下取りに扱われるのかどうなのか。そのまま廃棄処分なのか。それとこれ、超音波だとエックス線は関係ないですか。エックス線だと、保守が出てきますけど、その辺の関係どうなりますか。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） はじめに下取りという話でありましたけれども、すでに耐用年数、この機器は6年ということございまして、年数が経っておりますので、こちらのほうは処分料も含めての契約、入札ということになってございます。

この機器につきましてはエックス線ではございませんが、保守等は契約をしていくことになる機器でございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

8番、山岸邦夫君。

○8番（山岸国夫君） そうすると、保守も必要な機器の購入ということで、前、私あの、別な、CTかな、買うときに、いろいろ質問した経過あるんですが、この機械本体の価格と、それと同時に、たぶん、法律で年に一回の保守点検、必要になるとか、様々あると思うんですが、そうするとその業者は保守点検で利益を得るとい部分もあるわけですね。例えば、機械の導入単価安くしておいて、保守点検で高くして、全体としてトータルで利益を上げていくと。単体の場合だと、それで決着ですが、そういう点も含めての機種を選定と業者のこの指名入札の在り方なのか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 医療機器でございますので、法律で定められている点検というものは必要でございます。それに関する保守につきましてはできるだけ抑えながら有効に活用していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） 一番大事なことだと思うんだけど、この性能はどういうふうに向上しているのかな。ここのところの説明がまったくないようですが。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 性能はですね、21年当時と飛躍的に向上してます。一番は、やはり画像を見る精度ですね。例えば昔は携帯電話というのにカメラが付いておりましたけども、そういったものは今、スマートフォンですとかですね、カメラに例えればそういったことで、もう日進月歩でこの業界の、業界といいますか、カメラの精度といいますか、そういったものは上がっております。ですので、今一番、可能な限りの性能のものを利用してまして診療に活かしていくということでございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

9番、三瓶良一君。

○9番（三瓶良一君） まあ、それは一般的にわかるんですが、どの程度のものまで判断できるかというような、ちょっとそういうことは議員の皆さんもわかんないと思うし、私もわかんない。だから、どの程度の、例えば、がんとか、いろいろあると思うんですが、どういう、どの程度までのものなら、これで判断できるのかということ、もしわかっていたら教えていただきたい。

○議長（大塚純一郎君） 診療所事務長。

○朝日診療所事務長（増田 功君） 高画質を実現する技術ということで、高い分解能と深度を両立しているということでございますが、専門的なことになりますけれども、具体的に、一番はですね、画像がよく見えるということはあれなんですけど、もう一つ、今回のこの超音波画像診断装置、従来と一番違うところは持ち運びが、高性能でありながら持ち運びができるということで、今、診療所に来ていただいて診察をするということもありますけども、周辺の施設、只見ホームとか、こぶし苑とかですね、そういったところに高性能のこの画像診断装置を持って行って見て診断することができるということが今回、この診断装置を導入するにあたりまして高いポイントではないかなというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第103号 財産の取得については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞様でした。

(午前11時12分)

